

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月

「ねんきん定期便」を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることが分かった。

申立期間当時は、母が家族全員の国民年金保険料を納付し、両親は申立期間を含め国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、また、私は、申立期間の前後の期間は国民年金保険料の納付記録があるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は、その夫の分も含め国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付しており、申立人の母親の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえるとともに、申立期間は1か月と短期間である。

また、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の被保険者の記号番号の払出時期から、平成7年9月頃に払い出されていることが推認でき、当該時点において、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である上、申立期間前後の期間の国民年金保険料は、過年度納付により毎月納付されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料納付書は申立期間前後の期間の納付書と一緒に発行されていたことが推認できることを踏まえると、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月

私は、昭和 52 年 5 月に A 市役所において国民年金に任意加入した。以後、住所の変更もあったが国民年金保険料は定期的に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 5 月に、A 市において任意加入により払い出されており、国民年金の加入期間については、申立期間を除き全ての国民年金保険料が納付されているなど、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は 1 か月と短期間である上、申立期間の前後において、申立人の生活状況に大きな変化は見られないことなどを踏まえると、申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、昭和 55 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 30 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 38 年 10 月 1 日から平成 2 年 5 月 8 日まで

昭和 38 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、同社を平成 2 年 5 月 7 日に退社している。

申立期間①について、標準報酬月額が 1 万 8,000 円と記録されており、入社時の実際の給与支給額 2 万円より低い金額である上、大学を卒業して同期入社した同僚と比べても低額となっていると思う。

また、申立期間②の標準報酬月額も実際の給与支給額より低く記録されていると思われるので、当該事業所が正しい届出を行っているのかを含め、調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和 55 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、A 社が加入する C 厚生年金基金の加入員記録により、申立人の当該期間の標準報酬月額は 30 万円と記録されていることが確認できる。

また、C 厚生年金基金が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書（昭和 55 年 8 月 29 日付けの社会保険事務所の確認印有り）により、申立人の当該期間の標準報酬月額が 30 万円として届け出られていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については 30 万円に訂正することが

妥当である。

- 2 申立期間①については、申立人は大学を卒業した同期入社社員に比べて自身の標準報酬月額が低すぎると申し立てているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（昭和 38 年 7 月 1 日付けの社会保険事務所の確認印有り）により、申立人及び申立事業所が申立人と同期に入社したとする者で、申立人と同日の昭和 38 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる 5 人の同僚及び申立人の計 6 人（いずれも大学卒業者）の標準報酬月額は、いずれも同額の 1 万 8,000 円で届け出られていることが確認でき、申立人の標準報酬月額が同期入社同僚の標準報酬月額と比べて、低額であるという事情は見当たらない。

また、申立事業所が保管する申立期間①当時の労働組合との協定書によれば、昭和 38 年 4 月 1 日付け入社大学卒業者理科系の新入社員は基本給が 1 万 7,540 円、通勤手当の月額上限が 750 円であったことが確認できることから判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額が 1 万 8,000 円として届け出られていることに不自然さは無い。

さらに、申立事業所は、「申立期間①当時の賃金台帳は保管していないが、当社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載されているとおり、同期入社者は同じ標準報酬月額で届け出ているはずである。」と回答している上、申立人が、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②のうち、昭和 38 年 10 月 1 日から 55 年 8 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から平成 2 年 5 月 8 日までの期間については、申立人は、自身の標準報酬月額が当時の給与支給額に見合う標準報酬月額に比べて低すぎると申し立てているところ、前述の被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金基金の加入員記録は、オンライン記録と一致している。

また、申立事業所が保管する平成元年 12 月から 2 年 5 月までの期間に係る賃金台帳から、給与支給額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額を検証したところ、当該標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬

酬月額と同額又は下回る額であると認められる。

さらに、申立人が、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成 16 年 9 月に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間について、標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 7 日から 20 年 3 月 1 日まで

年金事務所が記録する標準報酬月額には、支給されていた通勤手当に相当する額が含まれていないので、A社に申し入れを行った結果、同社から年金事務所に報酬月額に係る訂正届が提出されたとのことだったが、申立期間については、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅しているとの理由で、標準報酬月額が年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされている。

申立期間における標準報酬月額を年金額の計算の基礎となる標準報酬月額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成 16 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、A社が提出した当該期間に係る賃金台帳により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の給与支給総額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立事業所が提出した上記賃金台帳において確認できる給与支給総額及び厚生年金保険料の控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月22日に、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、i) 平成16年5月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から20年3月1日までの期間については、申立事業所が提出した賃金台帳において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と同額であると認められること、ii) 16年4月7日から同年5月1日までの期間については、申立事業所が提出した賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と同額であり、また、報酬月額に見合う標準報酬月額もオンライン記録上の標準報酬月額を下回っていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月1日から同年6月1日まで

C社を退職し、すぐにA社D支店に勤務し、その後、同社B支店に転勤し、勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。私が所持している日記により昭和37年11月9日から同社B支店に転勤していることが確認できるが、同じく所持している38年2月分の給与明細書により、当該月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を同社B支店に係る厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和38年2月分の給与明細書、37年11月の申立人の日記、A社から申立人に授与された38年5月5日付けの表彰状などから判断すると、申立人は、申立期間において、同社B支店に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びにA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる昭和38年6月の標準報酬月額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所に該

当しなくなっており、事業主も連絡先が不明である上、同社は昭和 48 年 9 月 20 日に破産終結しており、当時の代表取締役は病気のため聴取できず、当該代表取締役の子からも、賃金台帳等の資料も一切残されていないため当時の状況は全く不明である旨の回答が得られており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から18年11月21日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、12年4月及び同年6月から14年11月までの期間は34万円、同年12月及び15年1月は32万円、同年2月及び同年3月は34万円、同年4月は41万円、同年5月から16年9月までは34万円、同年10月から17年8月までは32万円、同年9月は34万円、同年10月から18年8月までは28万円、同年9月及び同年10月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から18年11月21日まで

年金事務所からの連絡により、勤務していたA社に係る申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与月額より低く記録されていることに気付いた。提出した給与明細書及び預金通帳（写し）により、給与月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、年金事務所が記録する標準報酬月額より高いことが確認できるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内

であることから、これらの標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 12 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から 18 年 11 月 21 日までの期間における標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書、弁護士事務所から入手した平成 18 年度賃金台帳などから確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、12 年 4 月及び同年 6 月から 14 年 11 月までの期間は 34 万円、同年 12 月及び 15 年 1 月は 32 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 34 万円、同年 4 月は 41 万円、同年 5 月から 16 年 9 月までは 34 万円、同年 10 月から 17 年 8 月までは 32 万円、同年 9 月は 34 万円、同年 10 月から 18 年 8 月までは 28 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、当該期間についてオンライン記録で確認できる標準報酬月額と長期間にわたり一致していない上、平成 16 年度及び 17 年度の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届並びに申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、事業主が申立人について届け出た標準報酬月額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間について、前述の給与明細書などにおいて確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成 12 年 5 月の標準報酬月額については、申立人が所持する同年 5 月分の給与明細書及び申立人の供述から判断すると、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間について、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を平成16年12月15日は40万円、17年8月8日は30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和24年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：①平成16年12月15日
②平成17年8月8日

年金事務所からの連絡により、A社に勤務していた申立期間における標準賞与額が、私が所持している給与明細書等で確認できる金額より一桁^{けた}少なく記録されていることが分かったので、申立期間に係る標準報酬月額^{けた}の記録を、実際に支給された賞与に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与明細書及びA社が提出した賃金台帳により、申立人は平成16年12月5日に40万円、17年8月8日に30万円の賞与の支給を受け、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、A社が提出した、申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届（控）では、申立人について、オンライン記録のとおり、申立期間①については4万円、申立期間②については3万円の賞与が支払われた旨記録されていることが確認できる。

しかしながら、前述の賞与支払届と同日に受け付けられた、申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表（控）では、前述の賞与明細書及び賃金台帳の記録並びに申立内容のとおり、申立人について、申立期間①については40万円、申立期間②については30万円の賞与が支払われた旨記録されていることが確認できる上、申立人の賞与について誤って1桁少なく届け出られている同賞与支払届の「㊦通貨によるものの額」欄の記載が漏れているにもか

かわらず、これが確認された形跡が無いまま（空欄のまま）受け付けられていることが確認できるところ、年金事務所は、「被保険者賞与支払届と同総括表は、同時に事業主から提出される。被保険者賞与支払届については、事業主が単位を誤って記載したものと思われるが、社会保険事務所の担当者が両方の書類を照合していれば、標準賞与額が相違していることに気付いたはずであり、当時の担当者の確認が不十分であったと認められる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間について、申立人が主張する標準賞与額（平成16年12月15日は40万円、17年8月8日は30万円）に係る届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成7年9月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、59万円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、申立人のB社における標準報酬月額は22万円であると認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成7年8月31日から同年9月1日まで
②平成7年9月1日から8年4月1日まで

A社からB社に事業所名称が変更となったが、継続して勤務していたにもかかわらず、平成7年8月に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②について、B社では、約80万円の給与の支給を受けていたので、当該支給額を標準報酬月額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、当初、平成7年9月1日と記録されていたにもかかわらず、同年11月1日に、当該記録を取り消し、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である同年8月31日に遡及して訂正する処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人を除く被保険者49人全員についても、申立人と同様に、平成7年11月1日に、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を当初の同年9月1日から同年8月31日に遡及して訂正する処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社について、平成7年11月1日に、同年8月31日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われているが、法人登記の記録によれば、同社は14年12月3日に解散していることが確認できる上、オンライン記録により、申立人と同日に、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、B社に係る同資格を取得していることが確認できる同僚二人が、「会社の名称は変わったが、私も申立人も継続して勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立期間①においても、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年9月1日の厚生年金保険被保険者の資格喪失を遡って取り消す処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、取消処理される前の同年9月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成7年7月のオンライン記録から、59万円とすることが妥当である。

- 2 B社における厚生年金保険被保険者資格を平成8年4月1日に喪失している申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、オンライン記録によれば、7年10月9日に22万円で記録されていたにもかかわらず、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった8年4月30日から約1か月後の8年6月6日に、9万2,000円に遡及して減額する処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、B社に係る厚生年金保険被保険者資格を同社が厚生年金保険の適用事業所に初めて該当することとなった平成7年9月1日に取得していることが確認できる被保険者58人（事業主を含む。）についても、申立人と同様に、8年6月6日に、標準報酬月額を遡及して減額する処理が行われていることが確認できる。

さらに、法人登記の記録によれば、申立人は、申立期間②において、取締役であることが確認できるが、B社に係る雇用保険の被保険者記録が確認でき、申立人と同様に取締役であることが確認できる二人は、「申立人は総務事務関係に関わっていなかった。」と供述していることから判断すると、前述の遡及減額処理に申立人が関わっていたとは考え難い。

一方、申立人は、申立期間②に係る標準報酬月額について、約80万円の給与の支給を受けていたにもかかわらず、当該支給額に比べて標準報酬月額が低く記録されているので、当該支給額を標準報酬月額として認めてほしいと申し立てているが、申立期間②当時の厚生年金保険に係る標準報酬月額の最高額が59万円である上、標準報酬月額について上記の遡及減額処

理が行われている被保険者全員の訂正前の標準報酬月額が9万8,000円から22万円であることから判断すると、申立人の標準報酬月額が遡及減額処理される前の22万円を超えた59万円までの範囲内であったと認める事情は確認できず、このほか、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年6月6日に行なわれた、申立期間②に係る標準報酬月額を9万2,000円に遡及して減額する処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理による標準報酬月額の減額に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た22万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月31日から同年11月1日まで
平成19年10月31日までの期間においてA社に勤務しており、提出している同年10月分の給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成19年10月分の給与明細書、雇用保険の被保険者記録並びにA社が提出した申立人に係る「平成19年度勤務表」及び「平成19年分所得税源泉徴収簿」により、申立人が申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書において確認できる支給総額及び厚生年金保険料の控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の事務担当者が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が第3種被保険者として届出を行ったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の被保険者種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月26日から28年11月1日まで

A社B事業所において、入社時から3交代制で1日8時間以上、坑内の業務に従事していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が厚生年金保険第1種被保険者とされている。所属部署も業務内容も入社時から退職時までの期間において同じで変更は無かった。また、私の義兄も私と同じ同社B事業所で同様の業務に従事していた。

申立期間を厚生年金保険の第3種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「入社した時から退職するまでの期間において所属部署、業務内容及び勤務形態に変更は無く、3交代制で1日8時間以上、坑内業務に従事していた。」と供述しているところ、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により申立期間当時に厚生年金保険の第3種被保険者記録が確認できる複数の同僚（坑内員）は、「A社B事業所において、坑内業務に従事していた者は、各人が8時間以上勤務の労働者であった。」と供述している。

また、被保険者名簿の記録から、昭和26年9月1日から同年12月1日までの期間に健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得した者128人の健康保険に係る標準報酬等級は、坑外員（第1種）の多くの者が10級以下であるのに対し、坑内員（第3種）の多くの者が11級以上であることが確認できるところ、申立人の健康保険に係る標準報酬等級は、当該資格の取得時に11級であることが確認できる。

さらに、i) 被保険者名簿には、申立人に係る「坑内夫」欄には「外」の記載を抹消し、「内」との訂正の記載がなされているところ、申立人の「標準報酬等級並に適用年月日」欄の記載は昭和 28 年 4 月（随時改定）で終わり、書替え後の被保険者名簿では、「申立人」欄には、書替え当初（昭和 28 年 4 月）から「坑内」の記載が確認できるにもかかわらず、オンライン記録では、厚生年金保険第 3 種被保険者への種別変更を同年 11 月 1 日に行った記録が確認できる一方、被保険者名簿において、申立人の次欄に記載された、申立人と同日の 26 年 11 月 26 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚については、「坑内夫」欄には、申立人と同様に「外」を抹消し、「内」との訂正の記載がされているものの、オンライン記録及び当該同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、資格取得日から資格喪失日までの全期間を通じ厚生年金保険第 3 種被保険者（坑内員）であることが確認できること、ii) 申立人及び被保険者名簿で申立人の次欄の同僚について、種別の変更があった場合、被保険者名簿の「備考」欄には「種別変更の旨とその日付」が明記されるべきであるにもかかわらず、その記載は無いことなどから判断すると、申立人及び当該同僚に係る被保険者種別に関する記録については、種別の変更ではなく、資格取得時における被保険者種別を第 1 種から第 3 種へ訂正したものと考える方が自然であることなどから、社会保険事務所（当時）において被保険者記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、第 3 種被保険者として、事業主が社会保険事務所に届出を行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 6 月までの期間及び同年 9 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 60 年 6 月まで
② 昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月まで

昭和 61 年 3 月頃、父から「将来、年金は大変有り難いものなので、保険料の未納期間が無いように遡って納付した方が良い。」と勧められ、父と一緒に A 市役所に出向き、父が私の 3 年分の国民年金保険料をまとめて納付してくれた。2 年分の未納分の保険料納付と、1 年間の保険料前納という納め方であったかもしれないが、3 年分の保険料を納付したことに間違いはない。

その後、昭和 62 年 5 月に結婚して B 市に転居し、同市役所に出向いた際に、同市役所の窓口で国民年金保険料の未納の期間が無いか否かについて確認したところ、当該窓口では「国民年金保険料の未納はありません。」という回答であったので安心していましたが、今回、年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間について国民年金保険料を納付しているはずであるのに、保険料が未納であることが分かった。父が、間違いなく申立期間の国民年金保険料を納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 11 月に払い出されていることが確認できること、及び A 市の国民年金被保険者名簿に「職適」及び「作成日 昭和 61 年 11 月 28 日」の記載が確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 11 月に A 市において職権により付番されたことが推認でき、当該時点では、申立期間①のうち、

59年4月から同年9月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録により、申立人の国民年金被保険者資格が昭和62年10月15日付けで同年5月17日に遡って第1号被保険者から第3号被保険者に種別変更処理が行われたことに伴い、当初、国民年金第1号被保険者の保険料納付済期間として記録されていた同年5月及び同年6月の国民年金保険料が過誤納となり、申立人に還付されるべき国民年金保険料から、当該種別変更処理が行われた同年10月15日時点で時効が到来していない未納期間の期首である60年7月及び同年8月の国民年金保険料に62年10月19日付けで充当処理が行われ、残金については申立人に還付されていることが確認できることから、60年7月以降の申立期間②を含む期間については、当該充当処理が行われた62年10月19日の時点までは国民年金保険料の未納期間であったことがうかがえる。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父親は当時の国民年金保険料の納付についての記憶が定かでなく、申立人の母親からも当時の具体的な供述が得られないことから、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成 2 年 3 月まで

私は、昭和 63 年 6 月末で A 社を退職後、すぐに年金手帳を持参し、B 町役場（現在は、C 市役所）で国民年金への加入手続をした。

その後、D 社で平成 3 年 4 月に厚生年金保険被保険者の資格を取得するまで、国民年金保険料は自分名義の E 銀行の口座から振替で納付していたことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 7 月に B 町で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、同町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人が A 社の厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和 63 年 7 月に遡って国民年金被保険者の資格を取得していることが確認されることから、記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となるどころ、現年度納付のみを対象とする口座振替によっては保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が口座振替を行っていたとする E 銀行の口座取引明細では、国民年金保険料の振替が行われるのは平成 2 年 8 月以降であり、申立期間の保険料が振り替られた形跡は見当たらないこと、及び前述の被保険者名簿の申立期間に係る納付記録欄には、保険料が未納であることを示す「未」と記載されていることなどを踏まえると、申立期間の国民年金保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 60 年 9 月まで

私は、昭和 55 年 5 月に会社を辞めたが、将来自営業の店舗を開店するために複数の関係事業所で修業をした。厚生年金保険の加入は認められなかったため、同年 5 月 2 日に国民年金の加入手続を A 市役所で行った。妻は、申立期間以前から国民年金保険料を銀行で納付しており、申立期間当初から夫婦二人分を一緒に納付していたのに妻の保険料のみが納付済みとされ、私の分が長期間未納とされていることは考えられない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 4 月に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿では、申立人は B 社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失した 55 年 5 月 2 日に遡って国民年金被保険者の資格を取得していることが確認されることから、記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効となり、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料は夫婦二人分を納付していたと供述しているところ、申立期間直後の期間について、申立人は過年度納付しているものの、申立人の妻は保険料を前納しているなど、納付状況等に係る申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 8 月から 38 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月から 38 年 2 月まで

A 市役所から今までに納めていない国民年金保険料を納付する最後の機会であるため、保険料を納付していない期間があれば納付してくださいとする旨の納付通知が来たので、市役所に行って、納付していない期間の保険料を納付した。これで未納期間は無いと言われたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳によると、申立人は、第 2 回の特例納付実施期間中の昭和 50 年 9 月に、申立期間直後の 38 年 3 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付していることが確認されるどころ、同台帳、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿では、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得した日は 38 年 3 月とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、特例納付することはできなかつたものと考えられる。

また、特殊台帳に記載された特例納付額等に不自然な点は見当たらないこと、及び前述の被保険者名簿では、申立期間について保険料の納付は不要と記載されていることなどを踏まえると、申立期間の保険料が特例納付されたものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 45 年 3 月まで
申立期間当時、私の父は、A 町（現在は、B 町）の C 職に就任しており、毎月、同町役場に行っていたので、父が同町役場で国民年金保険料を納付していたはずである。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄によると、申立期間直前の昭和 43 年 4 月から同年 6 月までの期間及び申立期間直後の昭和 45 年度については、国民年金保険料が納付されたことを示す検認印が押されているものの、申立期間については同印が押されていない上、特殊台帳、オンライン記録及び A 町の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間の保険料は未納とされている。

また、申立人は、申立期間当時、父親が自分と母親の二人分の国民年金保険料を納付していたと供述しているところ、申立期間の始期である昭和 43 年 7 月は、申立人が県外の D 市に住所地を異動した時期であること、及び申立期間直後の昭和 45 年度及び 46 年度については、申立人の母親の保険料は毎月納付されているが、申立人の保険料は各年度分が一括納付されていることなどを踏まえると、申立期間について、申立人の父親が申立人及びその母親の保険料を同時に納付していたものとは認め難い。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年8月までの期間及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から同年8月まで
② 平成4年10月

私が20歳になる何年か前に、学生も20歳から国民年金の強制加入被保険者とされたので、母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。当時は学生の期間は保険料を納めなくても大丈夫という風潮もあったようで、督促状が来てから、母親が納めていなかった期間の保険料を銀行で納付し、それ以降は銀行の口座振替で納付していたようだ。

約20年も前のことで、領収書やその他証明できるものは無いが、年金事務所にも当時の詳細が分かるものが残っていないと聞いた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年9月頃に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録では、同年11月2日に、最大限遡って納付することが可能な申立期間①直後の4年9月の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、この時点で申立期間①は時効により、申立人の母親は、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間②については、オンライン記録では、平成6年12月12日に、4年10月から同年12月までの3か月分の国民年金保険料が一旦は納付されたものの、この時点で既に時効が成立していた同年10月分の保険料については収納することができなかったため、直近の5年1月の保険料に充当されていることが確認できることから、申立期間②は時効のため保険料を納付するこ

とはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 10 月まで

私は、昭和 60 年 4 月に自分で A 市 B 区役所へ行って国民年金の加入手続をした。

年金事務所で国民年金の加入時期は平成元年 7 月と言われたが、年金手帳に資格取得日は昭和 60 年 4 月と記載されていたので、その時期に加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が C 社を退職した後の平成元年 7 月に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人が国民年金の強制加入となる昭和 60 年 4 月に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認されることから、記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効となり、申立人は、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 60 年 10 月から平成元年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から平成元年 1 月まで
申立期間当時、私は大学生であったが、私の父が私の国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 5 年 9 月 24 日に払い出されたことが確認でき、当該払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人及び申立人の姉の国民年金保険料については、申立人の父親自身が納付してきたと供述しているが、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年*月から 63 年 3 月までの期間は、学生であったとしていることから、国民年金の任意加入期間であったと考えられるところ、申立期間において国民年金の強制加入期間であった申立人の姉の国民年金手帳記号番号は、前述の払出簿の記録から、平成元年 2 月 13 日に払い出されたことが確認でき、オンライン記録によると、当該払出時期以降に、昭和 62 年 7 月まで遡って国民年金保険料を納付したことが確認できることから、申立期間当時、申立人の姉は申立期間については未納であり、その一方で、申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料のみを納付していたとは考え難い。

なお、申立人の父親は、申立人の国民年金保険料を納付していたので、自身も国民年金に加入し、保険料を納付しなければと思い、会社を退職後、すぐに自身の国民年金の加入手続を行ったと供述しているところ、オンライン記録

により、申立人の父親は、会社を退職した後の、申立期間の一部期間と重複する昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月までの期間は、被用者年金各法による老齢年金受給資格期間を満了した者であるため、国民年金の任意加入期間であり、この期間については国民年金の未加入期間とされていることが確認でき、申立人の父親が国民年金に加入したのは上記の老齢年金受給資格期間を満了した者も国民年金の強制被保険者に該当するものとして制度が変更された 61 年 4 月である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 58 年頃までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 58 年頃まで

20 歳になった当時、私は、国民年金のことをよく知らなかったので、自分で国民年金の加入手続を行ったことは無く、両親からも、両親が私の国民年金の加入手続を行ったということを聞いた記憶は無い。夫の大学院進学のために A 市に居住していた時に、社会保険事務所（当時）から、国民年金保険料の未納分の納付通知書が届いたが、その納付額が何十万円という高額であったので、分割して納付できるようにしてもらい、数回に分けて納付した。国民年金保険料の未納の通知があったのはこの 1 回だけであり、申立期間の保険料が未納となっているとは思っていなかったため、このときの領収書などは保管していない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 7 月末頃から同年 8 月中頃までの期間に、A 市において払い出されたものと推認され、オンライン記録により、同年 4 月に申立人の夫が B 共済組合に加入したことに伴い、申立人の国民年金第 3 号被保険者資格の取得手続が同年 8 月に行われていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は、20 歳になった当時は、国民年金の加入手続を行ったことは無い旨供述しており、上記払出時期以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「A 市に引っ越した後、社会保険事務所から国民年金保険料の未納分を納付するよう通知があり、保険料を数回に分割して納付した。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立人は、昭和 61 年

7月から63年3月までの国民年金保険料を遡って過年度納付していることが確認できることから、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された後、国民年金保険料が未納であった期間について、過年度納付が可能な時期まで遡って納付したものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 63 年 12 月まで

申立期間当時は学生であったが、大学卒業後、平成元年4月に会社に入社した際に厚生年金保険に加入した。年金手帳の交付を受けた後、これまで未納だった学生時代の国民年金保険料を納付するため、同年4月頃にA町（現在は、B町）役場に行き、国民年金の加入手続を行った。自宅に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、未納保険料を郵便局か銀行で一括納付した。当時、就職したばかりだったが、老後のことを考え、給与が振り込まれていた銀行口座からまとめて引き出し、同年5月から同年8月頃までの期間に十数万円を納付したと記憶している。当時納付した際に、大金を納付するのに領収書が無いのかと疑問に思ったことを記憶しているので、現在、領収書などは所持していないが、確かに申立期間の保険料を納付したと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成3年1月頃に、A町役場において払い出されたものと推認されることから、当該払出時点において、申立人は国民年金の加入手続を行ったものと考えられる上、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持したことは無いと供述しており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間については、大学に在学中であり、本来は国民年金の任意加入期間であるため、遡って国民年金に加入できない期間であるものの、国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳により、申立人は、昭和61年10月に遡って、強制加入被保険者である国民年金第1号被保険者資

格を取得していることが確認でき、オンライン記録により、申立期間直後の平成元年1月から大学を卒業する同年3月までの期間について、国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された後、国民年金保険料の未納期間について、過年度納付が可能な期間まで遡って納付したものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月及び同年10月

「ねんきん定期便」では、申立期間は国民年金保険料が納付されていない期間とされているが、私の妻は当該期間の国民年金保険料を納付しており、妻が役場の窓口で私の分と合わせて二人分の国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が国民年金保険料を納付した際、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと供述しているが、申立人が提出した家計簿の平成4年2月17日の欄の、平成3年度国民年金保険料の納付月数及び納付金額の記載から判断して、一人分の国民年金保険料のみを納付していることがうかがえる。

また、オンライン記録により、申立人の申立期間に係る国民年金の加入記録は、平成11年9月13日に、保険料未納との記録が追加されていることが確認でき、当該時点以前において、申立期間は国民年金の未加入期間として記録されていたことがうかがえる。

さらに、オンライン記録及びA町作成の国民年金被保険者名簿において、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付記録は確認できず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月及び同年 5 月

昭和 63 年の終わり頃、A市役所から「昭和 61 年 4 月から国民年金制度が変わり、国民年金が強制加入になった。」との通知を受けたので、自宅近くの同市役所B支所でパスポートを持参して国民年金の加入手続を行った。その際に、同支所の窓口で、申立期間である 61 年 4 月及び同年 5 月の 2 か月分と 62 年 6 月から 63 年 3 月までの 10 か月分の合わせて 12 か月分の保険料を納付した。

しかし、「ねんきん定期便」では、申立期間は未納であるとのことであったので、納付記録の訂正を求めたところ、年金事務所は、「申立期間は、時効により納付できない期間である上、納付したとする昭和 61 年度及び 62 年度については、市役所の支所では納付することはできない。」との回答を受けたが、国民年金の加入手続を行った際、市役所の支所の窓口で、時効に関係なく保険料を納付することができると聞いたので、保険料を納付した記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 12 月 3 日にA市で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間である昭和 61 年 4 月及び同年 5 月の 2 か月分

と 62 年 6 月から 63 年 3 月までの 10 か月分の合わせて 12 か月分の保険料は、平成元年 3 月に、自宅近くにあった A 市役所 B 支所にパスポートを持参して国民年金の加入手続を行った際、同支所の窓口で納付したことを記憶している。」と供述しているものの、管轄年金事務所が保管する申立人に係る国民年金保険料領収済通知書から、昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの 10 か月分の保険料は、C 郵便局において平成元年 3 月 13 日に納付されていることが確認できる上、当該期間は、納付された時点において過年度納付となることから、市役所（同支所を含む。）においては納付することができない期間である。

さらに、申立人に係る昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料納付書は、管轄の社会保険事務所（当時）において、平成元年 1 月 23 日に他の被保険者分と共に一括して作成されていることから、申立人については、昭和 63 年 12 月に A 市役所において国民年金の加入手続が行われた後、社会保険事務所において国民年金の被保険者資格を確認した上で当該納付書が作成されたものであると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3388 (事案 831 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで
② 昭和 45 年 10 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで

A社に勤務していた昭和 36 年 10 月 1 日から 42 年 3 月 1 日までの期間、及びB事業所に勤務していた 45 年 10 月 1 日から平成 17 年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額の記録は、各事業所から支給を受けていた給与額よりも低い金額となっているとして年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、B事業所に勤務していた期間のうち、81 か月分の年金記録のみの訂正しか認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、両事業所に係る標準報酬月額の記録については、私の記憶する昇給時期よりも遅い時期に改定されているため、結果的に低い標準報酬月額が記録されていると思われる。前回の申立期間の一部を変更して、再度申し立てるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、前回の申立期間である昭和 36 年 10 月 1 日から 42 年 3 月 1 日までの期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿とオンライン記録とを照合した結果、申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主からの届出に基づく金額が記録されたものと判断できるなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 19 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たり、前回の申立期間を短縮して変更しているものの、新たな資料等は提示していない。

また、法人登記簿により、A社は平成 15 年 5 月 31 日に既に解散してい

ることが確認できるところ、申立期間①当時の事業主が死亡した後に、代表取締役役に就任した元代表取締役の連絡先が新たに判明し、当該元代表取締役から、同人が保管していた申立人の申立期間①を含む期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」の提供を受け、その内容を確認した結果、これら通知書に記載されている申立人の標準報酬月額は、それぞれ、前述の被保険者名簿及びオンライン記録上の標準報酬月額と一致することが確認できる。

さらに、当該元代表取締役は、「申立期間①は、私がA社に勤務する前の時期ではあるが、届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料額を給与から控除することはあり得ない。」と回答している。

2 申立期間②に係る申立てについては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を算定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B事業所が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額から判断できることなどとして、既に当委員会の決定に基づき、前回の申立期間である昭和45年10月1日から平成17年3月1日までの期間のうち、48年7月から同年9月までの期間、49年4月から同年6月までの期間、51年4月から同年7月までの期間、52年4月から同年6月までの期間、53年4月から同年9月までの期間、54年4月から同年9月までの期間、55年4月から同年9月までの期間、56年4月から同年9月までの期間、57年4月から同年9月までの期間、59年4月から同年9月までの期間、61年4月から同年9月までの期間、平成元年4月から同年9月までの期間、2年4月から同年9月までの期間、4年4月から同年9月までの期間、7年4月から同年9月までの期間、10年8月及び同年9月の計81か月については、年金記録の訂正を行う必要があるとして、21年3月19日付けで通知が行われ、既に年金記録の訂正が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たり、申立期間②を前回の申立期間のうち年金記録の訂正が認められなかった一部期間に変更しているものの、新たな資料等は提示していない。

また、申立期間②のうち、昭和48年1月1日から同年7月1日までの期間について、改めて検証した結果、事業主が保管する申立人に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録

上の標準報酬月額と一致することが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間②のうち、昭和45年10月1日から46年4月1日までの期間については、申立人の主張する標準報酬月額、前述の被保険者名簿及びオンライン記録上の標準報酬月額は同額であること、及び46年4月1日から48年1月1日までの期間については、事業主に改めて照会しても、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる賃金台帳等の関連資料は保管していないとの回答しか得られないことから、申立てに係る事実を確認できない上、事業主は、「申立期間②当時においては、社会保険の手続は死亡した先代の事業主が行っていたと思うが、届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料額を給与から控除することはなかったと思う。」と回答しており、このほか、同日から同年7月1日までの期間を除く申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3389 (事案 2337 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月頃から3年9月頃まで

A社B営業所に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かったため、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料として、A社B営業所における申立期間後の給与明細書を提出するので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の被保険者記録及びA社B営業所が保管する従業員名簿並びに申立人が所持する平成元年6月30日から3年9月10日までの期間に係る銀行預金通帳の給与振込記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社B営業所に勤務していたことは推認されるものの、i) オンライン記録により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者の供述から判断すると、申立事業所では、全ての従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえること、ii) 申立期間当時、申立事業所が加入していたC健康保険組合及びD厚生年金基金では、申立人の被保険者記録又は加入員記録は確認できないと回答していること、iii) オンライン記録によれば、申立人は、申立期間を含む元年5月から3年9月までの期間において国民年金保険料の免除を受けていることが確認できること、iv) 前述の銀行預金通帳の給与振込記録からは、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることは確認できないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき22年6月10日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、厚生年金保険料控除の事実を示す資料として、新たに、申立期間とは異なる期間である平成4年8月から10年7月までの期間に係る給与明細書を提出して、再度申立てを行っているものの、当該給与明細書をもって、申立期間においても厚生年金保険料が給与から控除されていたと推認することはできない。

また、オンライン記録により申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に改めて照会しても、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等に関する具体的な供述は得られない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた平成 6 年 3 月 23 日から 7 年 10 月 31 日までの期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、年金事務所の記録では、20 万円になっている。申立期間当時、私は、当該事業所から毎月 30 万円の給与の支給を受けていたので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時、B市からC市に転勤した際、給与支給額が 30 万円に上がったので、給与から控除される厚生年金保険料も高くなった。」と申し立てているところ、申立人が名前を挙げた、オンライン記録によりA社の関連事業所における厚生年金保険の被保険者記録のみが確認できる申立期間当時の上司であったとする者は、「当時、申立人の給与支給額については、C市への転勤に当たって、B市での給与支給額と同額では生活できないということで、私が社長と相談して給与支給額を 30 万円に上げてもらった。」と供述しているものの、A社の当時の事業主は、「A社は既に解散しており、貸金台帳等の関連資料は保管していない。しかし、申立期間当時、年金事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたはずである。」と回答している。

また、前述の上司が申立事業所の実質的な経営責任者であったとする者に照会しても回答は得られない上、オンライン記録により申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる、社会保険事務を担当していたとする者を含む複数の者に聴取しても、厚生年金保険料の控除等に関する具体的な供述は得られないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 18 日から 37 年 7 月 25 日まで

私及び弟二人は、A社に入社した日も退社した日も同日であったが、年金事務所の記録では、私のすぐ下の弟の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、私の資格喪失日より後の昭和 37 年 7 月 25 日となっている。

私及び弟二人の中でA社に一番長く勤務していたのは、むしろ私であったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私及び弟二人は、一緒にA社に入社し、退社した日も同日であり、年金事務所の記録では、私のすぐ下の弟の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 37 年 7 月 25 日となっているので、私も、私のすぐ下の弟と同様、同日の前日までの期間において勤務していたはずである。」と申し立てており、申立人の末の弟も、「私及び兄二人は、一緒にA社を退職した。」と供述しているものの、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票によれば、申立人及び申立人の弟二人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 35 年 4 月 11 日と同日であることが確認できるのに対し、同資格の喪失日は、申立人の末の弟が同年 11 月 2 日、申立人が 36 年 2 月 18 日、及び申立人のすぐ下の弟が 37 年 7 月 25 日とそれぞれ異なっており、当該記録は、オンライン記録と一致している。

また、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡している上、前述の被保険者名簿により、申立期間において、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚のうち一人は、「申立人及び申立人の弟二人についての記憶はある。当該兄弟3人は、A社に勤務していた途中から請負で仕事を始めるために、時期は

分からないが、3人一緒に同社を退職したと思う。3人は、A社を退職してからも同社の仕事を請け負っていた。」と供述し、他の一人は、「申立人及び申立人の第2人についての記憶はあるが、当該3人がA社を退職した時期についての記憶は無い。」と供述しているほか、申立期間中に申立事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得している別の複数の者に聴取しても、「従業員の中に申立人はいなかった。申立人の二人の弟についても知らない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、「私の方が私の第2人より長く、A社に勤務していた。」と申し立てており、申立人のすぐ下の弟は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和37年7月25日と記録されているが、前述の被保険者原票において35年10月10日から37年4月9日までの期間において、傷病手当金を受給していることが確認できることから判断すると、申立人が資格喪失した36年2月18日時点において、当該申立人の弟が申立事業所に出勤していたとは考え難い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月から同年 4 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録について照会したところ、A社（現在は、B社）に接客係として勤務していた申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間当時、当該事業所には試用期間があったが、私は特別に入社後約1週間で、社会保険に加入させてもらった記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の支配人で上司であったとする者の姓を記憶しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に当該上司が厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、「当社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届において、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得していることは確認できなかった。」と回答しているところ、同社が提出した申立期間及びその前後の期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（昭和55年9月18日付け及び56年3月12日付けの社会保険事務所の受付印有り）では、昭和55年9月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得した被保険者及び56年3月1日付けで同資格を取得した被保険者の健康保険被保険者証の番号が連番であり、申立人の氏名は確認できない上、当該被保険者資格取得届の記載内容は前述の被保険者名簿の記録と一致している。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落

したものとは考え難い。

さらに、当時の事業主は死亡している上、申立人が姓を記憶している上司であったとする支配人及び同僚一人については、当該上司は既に死亡しており、同僚一人は、前述の被保険者名簿では厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から26年3月15日まで
② 昭和61年9月20日から同年10月15日まで
③ 平成4年1月1日から同年2月1日まで
④ 平成7年1月1日から8年8月9日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について確認したところ、申立期間①、②及び③の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間①については、A社に勤務していた期間中の昭和25年10月1日に、業務に必要な国家資格を取得したことは間違いない。

申立期間②については、B社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和61年10月15日に、申立期間③については、C社における同資格の取得日が平成4年2月1日になっているが、両事業所とも実際はその前から勤務している。

申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間④については、C社に勤務していた期間のうち、申立期間④に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されているので、申立期間④に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、D県に所在していたA社に勤務し、同

社に勤務していた期間中に業務に必要な国家資格を取得したと申し立てているところ、法人登記簿によれば、申立人が記憶する事業所の所在地に、E社の名称で昭和22年3月26日に設立されていることが確認でき、当該法人登記簿には申立人と氏名1字が相違している「F」が役員として記録されていること、及び申立人に係る国家資格を管理している国の所管省担当局の記録において、申立人が25年10月1日付けで当該資格を取得していることが確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務し、その主張する業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、E社は、適用事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認でき、当時の事業主は死亡している上、申立人が記憶する同僚と同姓同名の者の連絡先は不明であり、照会することができないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人及び前述の同姓同名の者に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、E社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立人は、申立事業所において、厚生年金保険被保険者証の交付を受けていないと供述しているところ、厚生年金保険被保険者番号払出簿により、E社において、申立人に厚生年金保険被保険者番号が払い出された事情もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録及びB社が加入するG厚生年金基金における申立人の加入員記録により、申立人の同社における被保険者資格及び加入員資格の取得日は、いずれも昭和61年10月15日であることが確認でき、当該記録は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

また、B社の事務担当者は、「通常、当社では、試用期間を設けておらず、入社後すぐに社会保険の加入手続を行っている。当社が保管する申立人に係る『雇用保険被保険者資格取得等確認通知書』で確認できる雇用保険被保険者資格の取得日（昭和61年10月15日）が申立人の入社日であったと思う。当時の事業主は既に死亡しており、申立人の主張する内容を確認できる資料は無く、詳細は不明である。」と供述している上、申立人が申立期間

②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③については、雇用保険の被保険者記録により、申立人の雇用保険被保険者資格の取得日は、平成4年2月1日であることが確認でき、当該記録は、オンライン記録と一致している。

また、C社の当時の事業主に照会したところ、当該事業主は、「当時の会計帳簿等は保管していないが、社会保険関係の事務手続は社会保険労務士に委託しており、適正に行っていた。厚生年金保険に加入させていない者の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している上、同社の社会保険関係事務を受託していた社会保険労務士は、「C社の従業員に係る厚生年金保険、雇用保険、健康保険等の社会保険の加入手続は、従業員の入社と同時に進んでいた。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

4 申立期間④については、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、申立人は、当該期間に係るその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、C社は、適用事業所名簿において平成10年11月5日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の事業主は関連資料を保管していないことから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料額について確認できる関連資料を得ることができない。

また、C社の当時の事業主は、「申立人の源泉所得税が高額にならないように、申立人の賃金額を低く設定した上で、別途、厚生年金保険料控除の対象としていなかった交際費を申立人に支給していた。当社が社会保険関係の業務を委託していた社会保険労務士は、低額に設定していた賃金額を基に

社会保険事務所（当時）に対して従業員に係る報酬月額の算定基礎届及び月額変更届等の届出を行っていた。」と回答している上、同社の社会保険事務を受託していた前述の社会保険労務士は、「C社の従業員に係る報酬月額の算定基礎届及び月額変更届等を社会保険事務所に提出する際は、賃金台帳を基に届出書を作成していた。」と供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年12月12日から27年3月1日まで
② 昭和27年6月1日から30年頃まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A事業所（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があったが、同事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、既に死亡しているなどの理由により、申立人の申立期間における勤務実態について供述を得ることができない上、申立人は、自身が名前を挙げた同僚は全て先輩社員で、自身が退職した昭和30年頃の時点では、全員が在籍していたと供述しているものの、唯一姓名を記憶する同僚の一人は申立期間①中に、姓のみを記憶する者と同姓の二人は申立期間②中に、それぞれ厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているなど、各人の厚生年金保険の被保険者記録と申立内容は符合せず、申立期間において、申立人の勤務実態を推認することができない。

また、前述の被保険者名簿では、申立人は、昭和24年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年12月12日に同資格を喪失し、27年3月1日に再度同資格を取得し、同年6月1日に再度同資格を喪失しており、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、2回の同資格の喪失に当たり、健康保険被保険者証が返納されたことを示す「返

納」の記録も確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人が、「事業主（故人）は人格者で、事務担当者（故人）もしっかりした者であった。申立期間当時、正社員のほかに請負業者が出入りし、その出入りが激しかった。」と供述し、現在の事業主が、「当時の事業主は人格者で、事務担当者もしっかりした者であった。当時の事業主は、出入りしていた職人を在籍期間だけ厚生年金保険に加入させていた可能性があるのではないか。」と供述し、申立人が臨時社員と記憶する同僚4人についても厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、前述の被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚23人のうち、8人（申立人が臨時社員と記憶する同僚4人を含む。）について、申立人と同様に、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間が継続していないことが確認できる上、被保険者期間が継続していない期間が短期間である者も複数確認できることなどから判断すると、事業主は、従業員について、業務の繁閑等に応じた勤務実態に対応して厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続を行っていた事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3395（事案 766、1773 の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年5月1日まで

昭和16年にA社B事業所（現在は、C社）に営業職として入社し、途中、兵役に就いたり、同社D支店へ転勤となったこともあるが、47年にE社へ移るまでの期間において、一度も退職することなく当該事業所に勤務した。

それにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間があったため、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めたところ、当該期間のうち、昭和25年4月5日から28年10月1日までの期間及び30年3月28日から同年4月1日までの期間については、被保険者記録の訂正が必要であると認められたものの、申立期間については、年金記録の訂正が認められなかった。

その後、永年勤続表彰の記念写真が見付かり、勤務していたことは間違いないとして、再度申し立てたが、申立期間の被保険者記録の訂正は認められなかった。

今回、A社B事業所が発行した採用通知書、退職の通知書及び戦時中に功績のあった者に下賜された国債等が見付かったので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

なお、厚生年金保険制度の開始が昭和19年10月1日なので、申立期間を当該年月日から変更して申し立てる。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) C社F事業所が保管する人事記録から、申立人が昭和16年7月8日にA社B事業所に入社していることは確認で

きるものの、厚生年金保険に事務職が加入できるようになったのは、19年10月1日からであり、申立人は、その職務内容から、同日以前に厚生年金保険の被保険者となることはできなかつたと考えられること、ii) 厚生年金保険制度が開始された同年10月1日の時点では、申立人は、同社の外国の事業所に勤務していたことから、「外地法人に勤務する者」に該当し、厚生年金保険の被保険者となることはできなかつたと推認されること、iii) 申立人に係る帰還証明書から、申立人は兵役解除後の20年11月にG県に帰還していることが確認できるものの、当該人事記録における職名は、21年4月25日から記載が開始されている上、厚生年金保険被保険者番号払出簿の記録から、同年5月1日に、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号が初めて払い出されていることが確認できることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月6日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人の申立事業所における永年勤続者表彰記念時に撮影した写真3葉により、申立期間について申立事業所に勤務していたと再度申立てを行っているが、同写真により昭和16年から当該事業所に勤務していたことは、改めて認められるものの、同写真における同僚の氏名が不明であり、申立期間における厚生年金保険料の控除について、申立事業所及び同僚等からの新たな供述を得ることはできず、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、平成22年2月10日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たにA社B事業所が発行したとする採用通知書及び退職に係る通知書等を提示して再度申立てを行っているが、当該資料から、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは認められるものの、申立期間における厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、改めてA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人が名前を挙げた同僚と同時期に払い出された厚生年金保険被保険者番号等を再確認したところ、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から同年 10 月 1 日まで

私の父の元同僚の紹介でA社に入社し、技術者の助手として約6か月の間勤務した。当時の私の勤務状況等については、私の父の元同僚で同社の現場長であった者が全て承知しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務していたと申し立てしているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、昭和 31 年 10 月 1 日から同年 10 月 15 日までの期間において確認できるが、当該期間以外の被保険者記録は確認できない。

また、申立人が名前を挙げた申立人の父親の元同僚で申立事業所の現場長であったとする上司は、「申立人がA社に入社した時期については記憶していない。申立人が同社の正社員だったか否かについても記憶していない。」と供述している上、前述の被保険者名簿において申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚で連絡の取れる者はほとんどおらず、唯一連絡の取れた同僚は、申立人の名前は記憶に無いと供述しており、申立人の申立期間における勤務実態が確認できない。

さらに、申立人には、給与からの厚生年金保険料の控除についての記憶は無い上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び経理担当者は既に死亡していることから、事業主による厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申

立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年7月1日まで
大学卒業後、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の経理担当者であったとする同僚が、「申立人はA社に勤務していた。」と供述していること、及び申立事業所に係る事業所別被保険者名簿により昭和28年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる複数の同僚も、「申立人とは同期の入社であった。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が「昭和28年6月の初旬に退職の意思を会社に伝えた。」と供述しているところ、申立事業所の庶務担当であったとする同僚及び前記の経理担当であったとする同僚は、いずれも「当時、入社後すぐに退職する従業員がいることが社内でも問題となり、入社後3か月程度で退職する従業員は厚生年金保険に加入させなかった記憶があり、申立人についても厚生年金保険に加入させない取扱いを行った記憶がある。」と供述している上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人と同期入社であるとされ、昭和28年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる5人の同僚を含む被保険者（申立事業所とは別の事業所における被保険者）の記号番号は連番であり、当該同僚の前後の記号番号の被保険者が同年5月15日に被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、当時、

申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において上記同期入社と同僚に付番され連続した厚生年金保険被保険者記号番号の前後の記号番号に申立人に係る記号番号が無い上、申立人が「申立期間において、A社から健康保険被保険者証が発行された記憶が無い。」と供述していることから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の関係資料等が無い上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月1日から同年4月23日まで
② 昭和42年11月26日から43年11月1日まで
③ 昭和45年5月1日から46年11月1日まで

申立期間①及び②については、公共職業安定所の紹介で、A県に所在したB社（現在は、C社）に勤務しており、同社における勤務期間中に、お盆を2回迎えた記憶がある。

申立期間③については、公共職業安定所の紹介で、当時のD県E市F区に所在のG社に勤務しており、同社において約1年6か月間勤務したにもかかわらず、同社における被保険者期間が1か月間しか確認できないことに納得できない。

なお、上記の被保険者期間1か月間については、昭和47年5月6日から同年6月20日までの期間であるが、当該期間は、既に結婚しており、当時のE市H区で生活していたことから、G社では勤務していないはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、雇用保険の被保険者記録により、申立人のB社における雇用保険被保険者資格の取得日は昭和42年4月23日であり、同年11月25日に離職していることが確認でき、当該被保険者資格の取得日及び離職日は、同社に係る厚生年金保険被保険者原票における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日と符合している。

また、C社が保管する健康保険組合の被保険者台帳により、申立人の健康保険被保険者資格の取得日は昭和42年4月23日であり、同資格の喪失日は同年11月26日であることが確認でき、当該記録においても、前述の雇用保険の被保険者記録及び厚生年金保険被保険者原票における申立人の記録と符合している。

さらに、C社は、「申立期間①及び②当時の人事記録、賃金台帳は保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態等については不明である。」と回答している上、前述の被保険者原票から、申立期間①及び②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、当該同僚から申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることができないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 2 申立期間③について、申立人は、昭和45年5月1日からの期間においてG社に勤務したと供述しているところ、同社の法人登記簿謄本から、同社の法人設立日は同年10月12日であることが確認できる上、適用事業所名簿により、同社は46年1月1日から厚生年金保険の適用事業所に該当することになっていることから、申立期間③の一部期間である45年5月1日から46年1月1日までの期間について、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間③について、申立人のG社における雇用保険の被保険者記録は確認できず、前述の登記簿謄本から、G社は昭和51年9月1日に解散しており、当時の事業主は既に死亡し、法人解散時の取締役は、「当時のことは分らない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、当該同僚から申立人の申立期間③における厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることができないことから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人は、「昭和47年1月に結婚し、当時のE市H区に転居したことから、同年5月から1か月間については、当時の同市F区に所在のG社に勤務していないはずである。同社には1年半の期間において勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が1か月間で有るはずも無い。」と主張しているが、申立人の主張を確認できる周辺事情は見当たらない。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。